

広域利用について

市と公の施設の広域利用に関する協定を締結している次に掲げる市町村に居住する方が、自己の余暇活動のために使用する場合にあっては、市内居住者及び市内に勤務する者の規定する料金と同額になります。

広域対象市町村

水戸市 笠間市 茨城町 城里町 大洗町 東海村 那珂市 小美玉市

広域利用対象施設

ひたちなか市総合運動公園

- 総合体育館
- 陸上競技場
- 市民球場
- テニスコート
- スポーツ広場
- レクリエーション広場
- トレーニングジム

- 松戸体育館
- 那珂湊体育館
- 武道館
- 石川運動ひろば
- 津田運動ひろば
- 佐野運動ひろば
- 西原公園第一グラウンド
- 西原公園第二グラウンド

那珂湊運動公園

- 第一野球場
- 第二野球場
- テニスコート
- 多目的運動広場
- 相撲場

- 東石川第四公園グラウンド
- 六ツ野公園グラウンド
- 後野グラウンド
- 大平クロッカーコート
- 石川町プール
- 佐野プール
- 馬渡プール
- 枝川プール

次に例示するような使用は対象とはなりませんので、ご注意ください。

- (1) 競技団体の開催する大会としての使用
- (2) 営利や宣伝を目的とする使用
- (3) 入場料を徴収する使用
- (4) 長期間の専用使用など、使用目的により対象外と取り扱うことが適当なもの

ご不明な点は最寄りの受付窓口までお問い合わせください。